

大切にしよう! みんなの公園

問 街づくり推進課
☎84-0321



広報では毎月、公園等のおすすめスポットを紹介しています!今月号の13ページも合せてご覧ください!



公園・道路緑地ボランティア募集中!
皆さんの少しの時間と愛情で公園の管理をお願いします。



町HPはこちら

いたずら防止や利用マナー向上にご協力おねがいします!

町では、定期的に公園のパトロールを実施していますが、器物損壊や迷惑行為を見かけたときは、速やかに街づくり推進課、又は警察にご連絡をお願いします。

連絡先▶▶▶
街づくり推進課 ☎84-0321
松田警察署 ☎82-0110



みんなの公園を大切にしようね!

誰もが楽しく過ごせる場所
町内には、大小合わせて約40か所の公園があります。どの公園も、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して、楽しく過ごせる場所として整備しています。それぞれの公園は、自治会のイベント等の会場に利用され、地域住民同士の交流の拠点になっています。また、災害時の避難場所にも指定されている公園もあり、皆さんの命を守る重要な場所でもあります。
自分たちの手で公園を綺麗に
町では、身近な公共空間である公園等への愛着を持ってもらい、環境美化意識を高めるため、「公園・道路緑地ボランティア制度」を設けています。ボランティアの皆さんは、ごみ拾いや除草作業などを行っていただいています。

やめよう!公園へのいたずら
残念なことに、公園施設の破損や公園内での迷惑行為が後を絶ちません。今年に入ってから、公園内で不審火が数件発生しました。このような行為があった場合、町は松田警察署へ被害届を提出し、重点的なパトロールを依頼しています。公園でのこれらの行為は、いたずらの範囲を超え、刑法での器物損壊にあたります。
ルール・マナーを守ろう
公園内でのゴミのポイ捨ても多く見受けられます。ポイ捨てによるゴミの散乱は公園の美観を損ねます。ゴミは各自で持ち帰り、きれいな公園を維持しましょう。



▲公園内に捨てられたお菓子や飲み物のごみ

また、公園を利用している人との接触事故はもちろんです。
ん、騒音等による迷惑行為にもなるため、公園内へのバイクの乗り入れについても禁止されています。公園の利用にあたっては、ルールやマナーを守り、安全・安心な公園の利用にご協力をお願いします。



10月から マイナンバーカードで証明書を取得 コンビニ交付開始

問 税務窓口課 ☎84-0313

10月1日から、マイナンバーカードを使って、住民票の写しと印鑑登録証明書を全国のコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機(キオスク端末)から取得できるようになります。

取得できる証明書と手数料

証明書	手数料(1通)
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	

利用できる人

開成町に住民票があり、マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されているもの)を持っている方

利用時間

6時30分~23時
(店舗の営業時間により利用時間が異なります)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

コンビニ交付の利用には
マイナンバーカードが必要です!



◆マイナンバーカードをお持ちでない方は
マイナンバー通知カードに同封されている交付申請書を利用して、郵送もしくはパソコンやスマートフォンから申請できます。
また、町職員が地域に出向き、マイナンバーカードの申請をサポートするサービスや、平日のお手続きが難しい方のために、申請・受取りができる休日開庁(毎月第4日曜8時40分~12時00分)も実施しています。
詳しくは、ホームページをご確認ください。

町ホームページはこちら▶



証明書の取り方

※店舗により操作の順序が異なる場合があります。



1

店舗に設置されているマルチコピー機で「行政サービス」から「証明書交付サービス」を選択。



2

カード置き場にマイナンバーカードを置き、証明書を交付する市区町村を選択。



3

利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力し、必要な証明書を選択。
手数料を入金すると、数分で証明書が発行されます。

サービス利用時の注意

- 住民基本台帳カードやマイナンバー通知カード、印鑑登録証などではご利用できません。
- コンビニで取得した証明書は、誤って取得した場合でも交換・差替え・返金はできません。
- 住所異動等の届出内容は、すぐには反映されません。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号を忘れてしまった場合や、暗証番号を3回間違えてロックがかかってしまった場合などには、暗証番号の再設定が必要です。ご本人がマイナンバーカードを持参し、税務窓口課へお越しください。
- 窓口で発行している証明書の用紙とは異なり、偽造防止加工されたコピー用紙に帳票されます。